



「医療・介護連携マップで検索できる各機関の機能」

第13回 『養護老人ホーム』について

社会福祉法人函館厚生院 養護老人ホーム永楽荘
支援相談員 工藤 猛 様



養護老人ホームについて

<函館市内の養護老人ホームは2か所>

永楽荘 函館市高丘町3番1号 (電話57-1366)

まろにえ 函館市西旭岡町3丁目239番地2 (電話84-6645)

<概要>

○養護老人ホームは基本的に、現在の環境（人的、住環境的等）での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置によって入所できる施設です。

○食事サービスや機能訓練、その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援します。

<入所要件>

65歳以上の高齢者であって、次の各号のいずれにも該当する方です。

- 1 身体上、精神上および環境上の事情については、次の（ア）および（イ）に該当し、且つ（ウ）あるいは（エ）のいずれかに該当する方。

事項	内容
健康状態	（ア）入院加療を要する病態でないこと、および感染症を有していても、他の被措置者に感染させるおそれがない方 （イ）要介護認定において、要介護2以上に該当しない方
環境状況	（ウ）介護を行う養護者がいないか、またはいても適切に行うことができない方 （エ）家族および住居の状況など、現在置かれている生活環境の下では在宅において生活することが困難である方

*（イ）の要介護度の上限は措置機関（市区町村）によって異なる為、確認が必要。

2 経済的事項については、次の(ア)あるいは(イ)のいずれかに該当すること。

事項	内容
経済的状況	(ア) 高齢者の属する世帯が生活保護法による保護を受けている方 (イ) 高齢者およびその方の生計を維持している方の当該年度分の市町村民税所得割が非課税世帯の方

＊(ア)の生活保護受給者は施設費用が安価の為、入荘後、生活保護が廃止される可能性があります。

詳細はご自身の担当生活保護ケースワーカーへお問い合わせください。

＊全国老人福祉施設協議会パンフレットより

「高齢者の生活を守る養護老人ホーム（令和8年3月改訂版）より引用しております」

＜入所者像＞

養護老人ホームの入所者像（一部）	
2 無年金など経済的に困窮した方	1 独居の高齢者
4 要支援者	3 虐待を受けている高齢者
6 身体的な障害をお持ちの方	5 要介護者
8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者	7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方
10 以前に過ちを経験された方	9 ホームレスの方
	11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方

●具体的な事例

Aさんの場合

高齢になり自宅内や敷地の整理が難しくなって在宅での生活に不安を感じるようになりました。また、地域の人たちが火事や美観を心配し近所付き合いの関係も悪くなってしまいました。心配をした民生委員さんは市役所に相談に行き、市担当者がAさんと面談の上、自宅での生活が困難と市が判断を行い養護老人ホームに入所されました。

入所後は施設職員の生活支援を受けることにより在宅生活の色々な不安から解消され安心な生活を送られています。

A cartoon illustration of an elderly man with a worried expression, standing with his arms crossed. Above his head is a thought bubble showing a small house with a sign that says '介護施設' (Nursing Home).

Bさんの場合

在宅にて一人で生活していましたが、軽い認知症を発症してしまいました。在宅生活が可能な年金を受給していましたが、生活に対する不安からか年金を担保にお金を借りたうえに、そのお金を生活費以外に使ってしまいました。その結果、生活が立ち行かなくなったBさんは、市役所に相談し、市は在宅での生活が困難と判断を行い、養護老人ホームに入所されました。

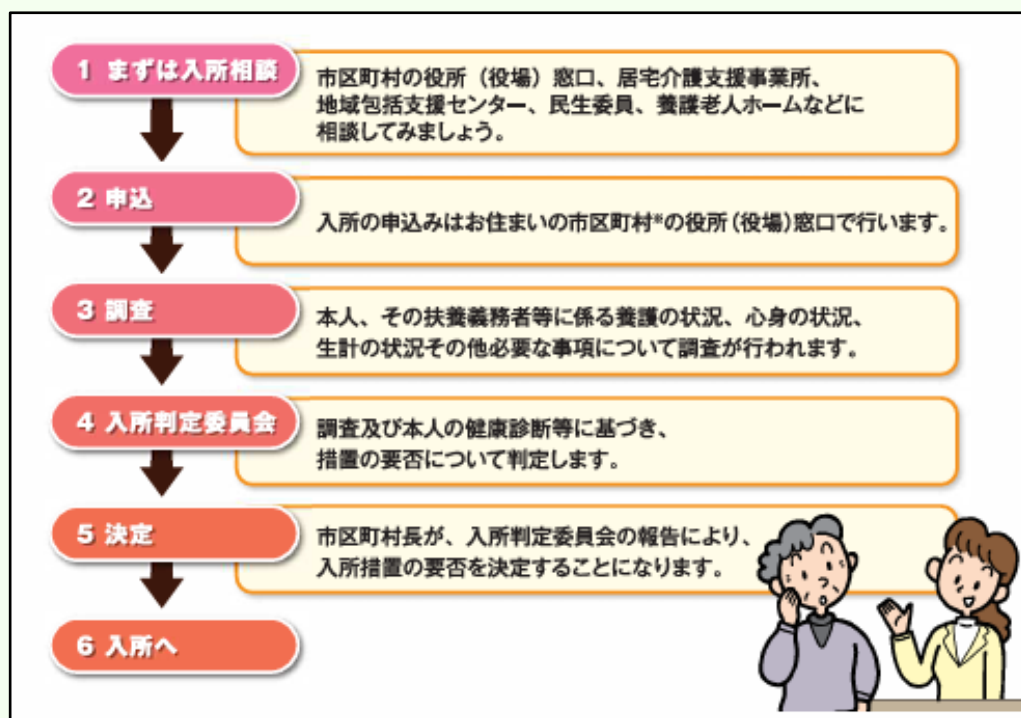
養護老人ホームでの生活にも慣れて、借りたお金の返済も終わり、市は在宅での生活の可能性を再度検討しましたが、認知症も徐々に進行していることもあり、養護老人ホームでの生活を続けることとなりました。



<申込方法>

住民登録地の市役所（支所）、役場へ必要な書類をご提出後、市区町村長の措置（行政処分：年4回の入所判定会議）決定が必要です。

なお、施設と利用者との直接契約で入所できる特別養護老人ホームとは異なります。



<養護老人ホーム利用料>

費用負担金（措置実施機関への支払い金）は前年の収入金額により決定します。

費用負担金は市区町村により異なります。

函館市の利用料一覧は右図 QR コードより養護老人ホーム入所の手引き（PDF）をご確認ください。 URL→[ここをクリック](#)



＜取得加算＞加算は一例です。詳しくは各施設へお問い合わせください。

重度者加算	介護予防加算
通院同行加算	無年金者処遇加算

＜人員配置＞（利用者：職員）

●養護老人ホーム

管理者	1 人
生活相談員	30：1（100：1 で主任生活相談員を置くこと）
支援員・介護職員	15：1 うち 1 名は主任支援員を置くこと
看護職員	100：1（うち 1 人以上常勤）
栄養士	1 人以上

函館市内にある 2 か所の養護老人ホームは、いずれも介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」の指定を受けており、一般型特定施設として介護サービスを提供しています。ここからは、特定施設入居者生活介護についてご紹介します。

＜特定施設入居者生活介護＞

特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となります。また、特定施設事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設事業者がケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を外部サービス事業所に委託する「外部サービス利用型」があります。函館市内 2 施設はどちらも「一般型」となります。なお、施設サービス利用料は費用負担金に上乗せしてお支払いいただきます。

＜取得加算＞加算は一例です。詳しくは各施設へお問い合わせください。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算
科学的介護推進体制加算	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）
夜間看護体制加算（Ⅱ）	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
ADL 維持加算（Ⅰ）	退院・退所時連携加算
ADL 維持加算（Ⅱ）	新興感染症等施設療養費
退去時情報提供加算	

＜人員配置＞（利用者：職員）

●特定施設入居者生活介護

管理者	1 人（管理上支障ない場合、他の職務に従事可）
生活相談員	1 0 0：1（1 人以上常勤専従、他は兼務可）
支援員・介護職員	① 要介護の利用者数に対して3：1 ② 要支援の利用者数に対して1 0：1 常に 1 人以上の介護職員を置くこと
看護職員	① 3 0まで 1 以上 ② 3 0人を超えて8 0人まで2人以上 ・ 8 0人を超えて1 3 0人まで3人以上
栄養士	1 人（1 0 0：1 を標準）

＜サービス内容＞

食事の提供のほか年中行事・趣味・クラブ活動は各施設にお問い合わせください。



＜協力医療機関との連携＞

市内 2 施設は協力医療機関と連携しております。詳しくは各施設にお問い合わせください。

＜受入可能な病名・処置内容＞

各施設にて異なります。右図 QR コードより

「医療・介護連携マップ」をご参照ください。URL→[ここをクリック](#)



＜養護老人ホームと特定施設入居者生活介護との関係＞

養護老人ホームは本来、生活支援を目的とした福祉施設ですが、入所者の高齢化に伴い介護ニーズが高まっております。そのため、一部の養護老人ホームは「特定施設入居者生活介護」の指定を受けております。

<厚労省からのお知らせ>

厚生労働省老健局高齢者支援課（令和7年11月）より、包括支援センター及び介護支援専門員へ養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について周知依頼がありました。

- ・課題を抱える方へ支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。
- ・経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。
- ・地域としての課題解決が進むよう、最後のセーフティネットである養護老人ホームが地域ケア会議の構成員となれるよう、市町村や地域包括支援センターへの働きかけをお願いします。

右図 QR コードより養護老人ホーム入所フローチャートをご確認ください。

URL→[ここをクリック](#)



<厚労省からのお知らせ>はここまで

【相談・申出場所】

	窓 口	所 在 地	電 話 等
相談 申出	函館市役所 2 階 福祉事務所 高齢福祉課	〒040-8666 東雲町 4 番 13 号	(TEL) 21-3025 (FAX) 26-5936
相談	戸井支所 市民福祉課	〒041-0305 館町 3 番地 1	(TEL) 82-2112 (FAX) 82-2917
	恵山支所 市民福祉課	〒041-0525 日ノ浜町 127 番地	(TEL) 85-2335 (FAX) 85-2658
	楫法華支所 市民福祉課	〒041-0611 新浜町 156 番地 1	(TEL) 86-2111 (FAX) 86-2837
	南茅部支所 市民福祉課	〒041-1692 川汲町 1520 番地	(TEL) 25-6045 (FAX) 25-5110

函館市内の養護老人ホーム

永楽荘 函館市高丘町 3 番 1 号 （電話 57-1366）

まろにえ 函館市西旭岡町 3 丁目 239 番地 2 （電話 84-6645）

＜函館市医療・介護連携支援センターからのお知らせ＞

当センターの医療・介護連携マップに掲載されている「**養護老人ホーム**」に関しては下記の手順で検索が可能です。

今回のコラム内にもありました「受入対応可能な病名・処置内容」も検索可能です。

皆さまぜひ、ご活用ください。



『特定施設入居者生活介護の指定』『対応可能な居室タイプ』『対応可能な体制等』『受入対応可能な病名・処置内容』からそれぞれ検索したい項目を選択

特定施設入居者生活介護の指定

特定施設入居者生活介護 ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護 ☐

対応可能な居室タイプ

個室 ☐ 多床室 ☐ 夫婦部屋 ☐

対応可能な体制等

生活保護受給者受け入れ可能施設 ☐ 入所後における病院受診 ☐ 施設での通院対応 ☐

受入対応可能な病名・処置内容

褥瘡のケア ☐ 認知症の受入体制（重度） ☐ 特別食供 ☐

人工透析 ☐ 在宅酸素 ☐ 点滴 ☐ 中心静脈栄養 ☐

選択項目24項目あります！

ご利用の際は、内容の変更がないか直接関係機関にご連絡ください。

選択した項目をリセット > 一覧を表示 >

検索したい項目を選択後『一覧を表示』クリックすると、函館市・北斗市・七飯町の検索項目に該当する事業所をみる事ができます！

医療・介護連携マップの使い方について紹介動画があります

こちらから [医療・介護連携マップ](#)

